

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第12号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 物品管理等に関する事務

所管所属：旭区役所

通知を受けた日：令和5年5月1日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	<p>不用の意思決定について改善を求めたもの（一般会計等）</p> <p>令和3年度中に物品の廃棄処理を実施した所属につき、当該物品に係る不用の意思決定手続について確認したところ、大阪市事務専決規程等で定められた専決権者までの決裁を得ていないものがあった。</p> <p>【指摘事項】 上記所属は、不用の意思決定が適切に実施されるよう、定められた手続を周知し、運用されたい。</p>	<p>物品の廃棄処理にかかる不用の意思決定手続について、あらためて所属内にメールにて周知徹底し、事務担当者説明会を行った。</p> <p>今後も年度当初に「物品管理マニュアル」及び各課所有の備品を一覧とした「備品台帳」を所属内にメールにて周知し、あらためて物品管理の手続き等についての事務担当者説明会を実施していく。</p> <p>また、年度末に実施している不用物品処分実施前においても、各課へ廃棄物品の有無について照会し、その際、再度「物品管理マニュアル」及び「備品台帳」をメールにて周知を行うとともに、廃棄手続が適切に行われているか物品担当課において確認を徹底する。</p>	措置済	令和5年2月9日